

函館市社会福祉施設等整備補助要綱を廃止する要綱

函館市社会福祉施設等整備補助要綱（平成7年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に函館市社会福祉施設等整備補助要綱の規定により交付決定された補助事業に係る補助金の交付の方法その他取扱いについては、なお従前の例による。

函館市社会福祉施設等整備補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年函館市条例第5号。以下「条例」という。）および社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和43年函館市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、社会福祉法人が行う社会福祉施設、事業所および保健衛生施設の整備に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉医療機構 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）に基づき設立された独立行政法人福祉医療機構をいう。
- (2) 補助事業 補助事業者が、福祉医療機構から資金を借り入れて補助対象施設を整備する場合に、福祉医療機構の償還期間内に当該施設整備の費用の一部について市から補助を受ける事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人とする。

(補助対象施設)

第4条 補助の対象施設は、別表に掲げる社会福祉施設、事業所および保健衛生施設とする。

(補助の対象事業)

第5条 補助の対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 別表に掲げる施設種別の施設または設備を整備する事業
- (2) 国、北海道または函館市から建設費に係る補助金または交付金を受けて実施する事業
- (3) 福祉計画等に基づく事業、または施設の老朽化等により整備が必要と認められる事業

(4) 施設および設備が国の定める基準を満たしている事業
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業のために補助事業者が福祉医療機構から実際に借り入れる額（以下「補助対象額」という。）に2分の1を乗じて得た額（10万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を予算の範囲内で調整した額とする。

ただし、入所者からの居住費を償還元金に充てる償還計画の補助事業にあつては、補助金の額は建物の共用部分の建設工事費等に係る補助対象額から算出するものとし、市長が別に定める方法により算出した額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 条例第4条第2号に規定する書類は、次の各号に掲げる様式によるものとする。

- (1) 事業計画書 別記第1号様式
- (2) 収支予算書 別記第2号様式

2 条例第4条第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 国等の補助金または交付金の内示の通知書の写し
- (2) 収支計画書（別記第3号様式）
- (3) 事業費算出内訳書（別記第4号様式）
- (4) 福祉医療機構の借入申込書の写し
- (5) 償還年次表
- (6) 工事設計書
- (7) 初年度設備内訳書
- (8) その他市長が必要と認める書類または図書

(補助金の交付の決定)

第8条 規則第3条に規定する指令書は、別記第5号様式によるものとする。

2 前項に規定する指令書には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更または補助事業に要する経費の配分の変更

(軽微な変更を除く。)をする場合においては、別記第6号様式により市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、別記第7号様式により市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(請書)

第9条 規則第4条に規定する請書は、別記第8号様式によるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、第6条に規定する補助金の額を当該補助金の交付対象となる福祉医療機構からの借入金に係る償還期間(据置期間を除く。)の年数で除して得た額について、償還をした年ごとに、補助事業者から次に掲げる当該償還を証する書類の提出があった後に行うものとする。

(1) 福祉医療機構からの償還金の払込み案内の写し

(2) 福祉医療機構からの償還金の領収書の写し

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、第8条の規定による補助金の交付の決定を受けた場合において、当該補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付

した条件を変更することができる。ただし、補助金のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助金の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しまたは変更をした場合について準用する。

（補助事業の遂行）

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（状況報告等）

第14条 市長は、補助事業を円滑適正に行わせるため必要があると認めるときは、当該補助事業の遂行の状況に関し、当該補助事業者に報告を求め、または当該職員に調査をさせることができる。

（補助事業の遂行等の命令）

第15条 市長は、前条の報告または調査により、補助事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反した時は、当該補助事業者に対し、当該補助事業の遂行を一時停止し、ならびに当該補助事業に係る補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置を市長の指定する期日までにとるべきことを命ずるものと

する。

- 3 市長は、前項の命令をする場合においては、補助事業者が市長の指定する期日までに補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、次条第1項の規定により当該補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す旨を併せて通知するものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 第8条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等が

あるときは、当該交付すべき補助金等の交付を一時停止し、または当該交付すべき補助金等と返還を命ぜられた補助金または延滞金の未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第20条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行もしくは一時停止の命令または補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(帳簿および書類の備付け)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておかななければならない。

2 前項の帳簿および書類については、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産で次に掲げるものを市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的および当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産およびその従物

(2) 重要な動産で市長が定めるものおよびその従物

(3) 機械および重要な器具

(4) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(施設整備の手続き)

第23条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着手したときは、事業着手届(別記第9号様式)を、当該工事が完成したときは、事業完成届(別記第10号様式)をそれぞれ速やかに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に定めるもののほか、市長が別に定める建設工事手続マニュアルを遵守し、施設整備を行わなければならない。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成7年4月1日から施行し、施行の日以後に完了する事業から適用する。

第2条 函館市社会福祉施設整備補助要綱および民間保育所建設費補助要綱は、廃止する。

第3条 前項の規定による廃止前の民間保育所建設費補助要綱の規定により交付決定された補助金については、従前の例による。

第4条 戸井町および南茅部町の編入の日前に戸井町または南茅部町において社会福祉法人が行った補助対象事業で同日に函館市に引き継がれたものに係る補助金の額および交付の方法については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成11年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月13日から施行し、施行の日以後に着手する事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年函館市条例第5号）第4条の規定による助成の申請を行い、着手する事業につい

て適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 28 日から施行する。

別表

施設種別	施設設置の根拠法令等
救護施設	生活保護法第41条第1項
養護老人ホーム	老人福祉法第15条第4項
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護 の指定を受けるケアハウ スに限る。)	老人福祉法第15条第5項
身体障害者更生援護施設	障害者自立支援法附則第41条第1項
知的障害者援護施設	障害者自立支援法附則第58条第1項
児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項
生活介護，自立訓練，就 労移行支援および就労継 続支援事業を実施する事 業所および障害者支援施 設	障害者自立支援法第79条第2項， 第83条第4項
精神障害者社会復帰施設	障害者自立支援法附則第48条

別記第1号様式（第7条関係）

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称および所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的および効果
- (4) 設置主体および経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模および構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有，借地，買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設，拡張等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²，延面積 _____ m²
- (オ) 建物の構造（_____造）

注1 各室ごとに室名および面積を明らかにした表を添付すること。

なお，拡張，改造等の場合は，既存建物との関係を明示すること。

2 配置図，各階平面図を添付すること。

なお、拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建物面積 _____ m²，延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（_____年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

注 既存施設の解体撤去工事がかかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²，延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造（_____造）

注1 各室ごとに室名および面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図および各階平面図を添付すること。

エ 設備整備（加算分）に係る事業の目的および内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的および必要理由
			円	円	
計					

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 _____円

イ 工事事務費 _____円

ウ 小計（本体工事費） _____円

エ 介護用リフト等特殊付帯工事費 _____円

	(介護用リフト工事費)	_____円
	()	_____円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____円
カ	授産設備等工事費	_____円
キ	解体撤去工事費および仮設施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	_____円
	(仮設施設整備工事費)	_____円
ク	設備整備費 (加算分)	_____円
	(初度設備)	_____円
	(大型遊具)	_____円
ケ	その他の工事費	_____円
コ	地域交流スペース	_____円
サ	合計	_____円

注1 工事費費目別内訳書を添付すること。

2 小規模生活単位型特別養護老人ホームについては、ユニットに係る工事費の算出資料を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	市費補助金	_____円
イ	設置者負担金	_____円
	(内訳) 寄附金	_____円
	借入金	_____円
	その他	_____円
ウ	合計	_____円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(5) その他参考事項

注 2の(1)のアの(イ)の「敷地の所有関係」において、敷地を取得する必要がある場合は、当該土地に係る譲渡契約書の写しまたは所有権者の譲渡確約書の写し、借地上の建築物を増改築する場合は、土地所有者の承諾書の写しを添付すること。

別記第2号様式（第7条関係）

事業予算書

事業名 函館市社会福祉施設等整備補助事業

（ 整備事業 ）

収入の部

会計名	大区分	中区分	小区分	予算額	備考
合計					

支出の部

会計名	大区分	中区分	小区分	予算額	備考
合計					

上記のとおり議決されていることを証明します。

年 月 日

法人名
代表者名

印

- 注1 この様式には、当該補助事業に係る予算のみを記載すること。
- 注2 当該補助事業に係る予算が議決されていない場合は、この様式中「上記のとおり議決されていることを証明します。」を「上記のとおり予算案を提出することを確約します。」に改めて使用すること。
- 注3 「備考」欄には、必要に応じ、算出基礎その他必要な事項を記載すること。

別記第3号様式（第7条関係）

収 支 計 画 書

（単位：千円）

	科 目	年度	年度	年度		年度
経 常 収 入	介護保険収入					
	利用料収入					
	運営費収入					
	経常経費補助金収入					
	借入金元金償還補助金収入					
		計 ①				
経 常 支 出	人件費支出					
	事務費支出					
	事業費支出					
	借入金利息支出					
	減価償却費 ②					
		計 ③				
収支差額 ④ (①-③)						

減価償却費等⑤ (②+④)						
借入金元金償還金 ⑥						
	元金償還金 ()					
	元金償還金 ()					
差引 (⑤-⑥)						
借入金残高						

注 収支計画の期間は、概ね20年間とする。

事業費算出内訳書

設置者の名称 _____ 施設の名称 _____

事業費 工事別内訳	設置者の 総事業費 A 円	寄附金その 他の収入額 B 円	差引額 C (=A-B) 円	対象経費の算定				市補助金額(建設費)の算定				融資率 G %	借入上限額 H (=E-F) × G 円	補助対象額 I 円	補助金額 J (=I × 1/2 以内の額) 円
				基準事業費		CまたはDのい れか少ない額 E	定員 等 a	単価 b	基本額 a × b × ※	補助基本 額 F 円					
				定員等	単価						事業費 D 円				
建築工事費															
特殊附帯設備工事費															
設計監理費															
特殊工事費															
解体工事費															
仮施設整備費															
計															
初度設備加算等事業費															
計															
合計															

- 注 1 工事請負契約を締結する単位で作成すること。
- 2 「基準事業費」欄は、独立行政法人福祉医療機構が定める福祉貸付事業の「設置・整備資金の基準事業費」の算定方法により記入すること。
- 3 「市補助金額(建設費)の算定」欄の※は、施設種別により次の係数とすること。(保育所, 老人福祉施設: 3/2, 左記以外の施設: 1)
- 4 「融資率」欄は、独立行政法人福祉医療機構が定める福祉貸付事業の貸付金の限度額に係る施設種別ごとの係数とすること。
- 5 「補助対象額」欄は、設置者が独立行政法人福祉医療機構から実際に借り入れる金額とすること。

別記第5号様式（第8条関係）

函 指 令
(法 人 名)
(代 表 者 名)

年 月 日付で申請のあった 整備事業に対し、
金 円を補助する。
ただし、次の条件を守らなければならない。

年 月 日

函館市長

印

- 1 この補助事業の完了期限は、年 月 日とする。
- 2 補助金の金額および交付予定時期は、次のとおりとし、毎年、独立行政法人福祉医療機構に当該年度の償還金の納付を証する書類を市に提出した後に交付するものとする。

区 分	金 額	交付予定時期
第1回目	円	年 月
第2回目	円	年 月
第3回目	円	年 月
第4回目	円	年 月
第5回目	円	年 月
第6回目	円	年 月
第7回目	円	年 月
第8回目	円	年 月
第9回目	円	年 月
第10回目	円	年 月
第11回目	円	年 月
第12回目	円	年 月
第13回目	円	年 月
第14回目	円	年 月
第15回目	円	年 月

第16回目	円	年 月
第17回目	円	年 月
第18回目	円	年 月
第19回目	円	年 月
第20回目	円	年 月

3 次の条件を承知されたい。

- (1) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更または補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 補助事業を中止し、または廃止する場合
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合
- (2) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部または一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (3) 補助事業の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (4) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき。
 - イ この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 法令または函館市社会福祉施設等整備補助要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
 - エ 天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - オ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
 - カ その他、市長が補助の目的を達することができないと認めるとき。
- (6) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（取得価格または効用の増加価格が50万円未満の設備および備品を除く。）を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、「補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
- (7) 市長の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部または一部に相当する額を

納付させることができる。

- (8) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業者は、この補助事業等に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類をこの補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しておかななければならない。
- (10) この決定またはこれに付された条件に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書をもって申し立てることができる。

別記第6号様式（第8条関係）

函館市社会福祉施設等整備費補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日

函館市長 様

住所
補助事業者 法人名
代表者名 印

補助事業の名称 _____ 整備補助事業

上記の補助事業に対し、年 月 日函 指令をもって補助金の
交付の決定を受けましたが、その内容等に変更を生じたので、承認または指
示を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(変更の理由)

(変更の内容)

(補助事業に要する経費)

変	更	前	円	金	変	更	後	円
金								

(補助金の額)

変	更	前	円	金	変	更	後	円
金								

(うち領収済み額 金 円)

(補助事業の完了期限)

変	更	前		変	更	後	
年	月	日まで		年	月	日まで	

- 注 1. この様式は、補助金の交付の決定を受けた後、内容等に変更を生じた
場合に使用すること。
2. 変更の理由および内容は詳細に記載すること。
3. 補助事業の補助金の額の確定により変更する場合は別紙①の書類を添
付すること。
4. その他必要と認められた書類を添付すること。

事業費算出内訳書

設置者の名称 _____ 施設の名称 _____

事業費 工事別内訳	設置者の 総事業費 A 円	寄附金その 他の収入額 B 円	差引額 C (=A-B) 円	対象経費の算定				市補助金額(建設費)の算定				融資率 G %	借入上限額 H (=E-F) × G 円	補助対象額 I 円	補助金額 J (= I × 1/2 以内の額) 円
				基準事業費			CまたはDのい れか少ない額 E	定員 等 a	単価 b	基本額 a × b × ※	補助基本 額 F 円				
				定員等	単価	事業費 D 円									
建築工事費															
特殊附帯設備工事費															
設計監理費															
特殊工事費															
解体工事費															
仮施設整備費															
計															
初度設備加算等事業費															
計															
合計															

- 注 1 工事請負契約を締結する単位で作成すること。
- 2 「基準事業費」欄は、独立行政法人福祉医療機構が定める福祉貸付事業の「設置・整備資金の基準事業費」の算定方法により記入すること。
- 3 「市補助金額(建設費)の算定」欄の※は、施設種別により次の係数とすること。(保育所, 老人福祉施設: 3/2, 左記以外の施設: 1)
- 4 「融資率」欄は、独立行政法人福祉医療機構が定める福祉貸付事業の貸付金の限度額に係る施設種別ごとの係数とすること。
- 5 「補助対象額」欄は、設置者が独立行政法人福祉医療機構から実際に借り入れる金額とすること。

別記第7号様式（第8条関係）

函館市社会福祉施設等整備費補助事業 ^{中止}_{廃止} 申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所
補助事業者 法 人 名
代表者名 印

補助事業の名称 整備費補助事業

上記の補助事業に対し、 年 月 日 函 指令をもって補助金の
の交付の決定を受けましたが、その計画を次の理由により ^{中止}_{廃止} したいので、
函館市社会福祉施設等整備補助要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請
します。

（中止または廃止の理由）

別記第8号様式（第9条関係）

請 書

函 指 令
(法 人 名)
(代 表 者 名)

金 年 月 日付で申請のあった 整備事業に対し、
円を補助する。
ただし、次の条件を守らなければならない。

年 月 日

函館市長

印

- 1 この補助事業の完了期限は、年 月 日とする。
- 2 補助金の金額および交付予定時期は、次のとおりとし、毎年、独立行政法人福祉医療機構に当該年度の償還金の納付を証する書類を市に提出した後に交付するものとする。

区 分	金 額	交付予定時期
第1回目	円	年 月
第2回目	円	年 月
第3回目	円	年 月
第4回目	円	年 月
第5回目	円	年 月
第6回目	円	年 月
第7回目	円	年 月
第8回目	円	年 月
第9回目	円	年 月
第10回目	円	年 月
第11回目	円	年 月
第12回目	円	年 月
第13回目	円	年 月
第14回目	円	年 月
第15回目	円	年 月

第 16 回目	円	年 月
第 17 回目	円	年 月
第 18 回目	円	年 月
第 19 回目	円	年 月
第 20 回目	円	年 月

- 3 次の条件を承知されたい。
- (1) 次の場合には，速やかに市長に報告して，その承認または指示を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更または補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 補助事業を中止し，または廃止する場合
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合
 - (2) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは，この決定の全部または一部を取り消し，またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (3) 補助事業の遂行にあたっては，この内容の決定およびこれに付した条件に従い，善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
 - (4) 補助事業の遂行の状況に関し，必要に応じ，報告を求め，調査をすることがある。
 - (5) 次のいずれかに該当するときは，この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し，当該取り消しに係る部分に関し，すでに補助金が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命ずることがある。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき。
 - イ この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 法令または函館市社会福祉施設等整備補助要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
 - エ 天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情変更により，補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - オ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
 - カ その他，市長が補助の目的を達することができないと認めたととき。
 - (6) 補助事業により取得し，または効用の増加した財産（取得価格または効用の増加価格が50万円未満の設備および備品を除く。）を，市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，または担保に供してはならない。ただし，「補助事業等により取得し，または効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間を経過した場合は，この限りでない。
 - (7) 市長の承認を得て財産を処分したことにより，収入があったときは，市長は，その交付した補助金の全部または一部に相当する額を納付させることができる。
 - (8) 補助事業により取得し，または効用の増加した財産については，

事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (9) 補助事業者は、この補助事業等に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類をこの補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しておかななければならない。
- (10) この決定またはこれに付された条件に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書をもって申し立てることができる。

上記のとおりお請けいたします。

年 月 日

函館市長 様

(法 人 名)
(代 表 者 名) 印

別記第9号様式（第23条関係）

事業着手届

年 月 日

函館市長 様

住 所
補助事業者 法人名
代表者名

印

下記のとおり工事を着手しましたので、届け出ます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 着工年月日

別記第10号様式（第23条関係）

事業完成届

年 月 日

函館市長 様

住 所

補助事業者 法人名

代表者名

印

下記のとおり工事が完成しましたので、届け出ます。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 着工年月日

4 完成年月日